

5. 実現に向けた方策

5.1. みんなでつくる協働の都市づくり

(1) 各主体の役割

平成 21（2009）年度に制定された「斜里町自治基本条例」の基本理念や基本原則を受け、都市づくりにおいても、その担い手である町民、事業者、行政も各々が協働できるよう、各々の役割を理解していく必要があります。

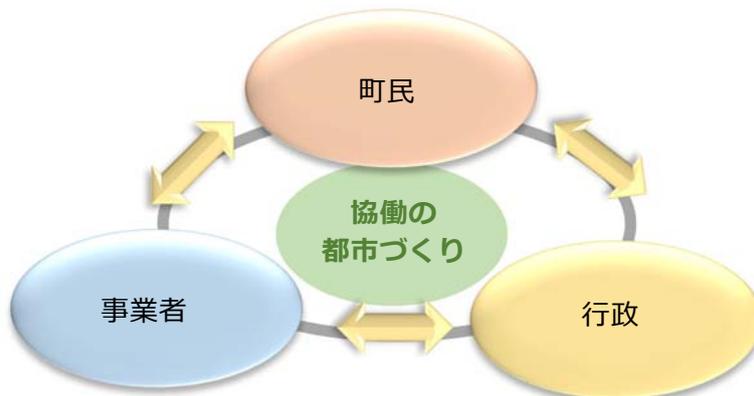


図 協働の都市づくりのイメージ

(参考)

○斜里町自治基本条例 ※抜粋

(基本理念)

第4条 町民は、自治の主権者であり、まちづくりの主体です。

2 議会及び行政は、町民の信託にもとづいて町政を進めます。

3 町民、議会及び行政は、それぞれの役割と責任を相互に認識しながら、ともに協力し、ともに考え、ともに行動してまちづくりに取り組みます。

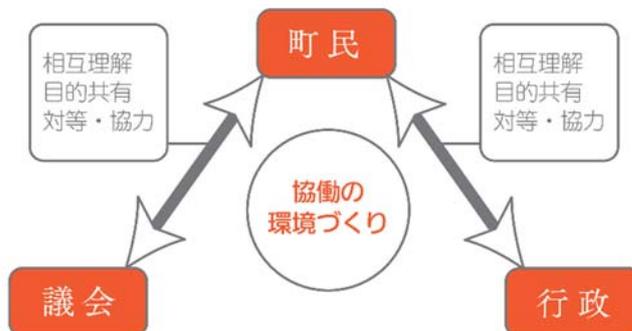
(基本原則)

第5条 町民、議会及び行政は、次に掲げる原則に沿って、まちづくりを進めます。

(1)情報共有の原則

(2)町民参加の原則

(3)協働の原則



(2) 都市づくりの推進の手立て

本計画は、法に基づく都市計画事業を進める上での根拠となるものであるとともに、町民、事業者、行政が協働して進めるまちづくり（都市づくり）の指針であることから、本計画を起点として推進する方策を以下のとおりとします。

① 法定都市計画などに基づくもの

- 都市計画道路や都市計画公園等の見直し、整備
- 必要に応じて地区計画等による即地的な土地利用コントロール
- 都市計画マスタープランの一部と位置づけられる、立地適正化計画の推進

② 関連計画との連携によるもの

- 公共施設の再編・更新・複合化による、コンパクトな市街地づくり
- 地域公共交通計画との連携による、移動ネットワークの確保
- 商業・観光振興施策との連携による、拠点の賑わいづくり

など

5.2. 計画の見直し

都市づくりの取組みが本計画で描いた都市の将来像が実現するよう、取組みが進んでいるか、あるいは社会経済情勢の変化により、都市づくりをとりまく環境が大きく変わっているかどうかについて、中間年である概ね10年後をめどに検証し、必要に応じて都市計画マスタープランの見直しを行うものとする。

検証・見直しにあたっては、本計画と開始時期をほぼ同時期で策定している「第7次斜里町総合計画」の時期計画策定との連動や、都市計画マスタープランより早く見直しが行われる「都市計画区域の整備・開発・及び保全の方針」との内容との整合を図っていくことに留意が必要です。

【用語解説】

あ行

◆ウォーターフロント（P29、35）

- ・もともとは波止場や埠頭を指し、都市の港湾区域を意味するもの。現状の使われ方としては「水際線に接する陸域及びそれにごく近い水域」とすることが多い。

◆駅前広場（P20、41 など）

- ・鉄道とバス、タクシーなど複数の交通手段をつなぐ施設となって、人と交通網の拠点的な都市施設となる広場。

◆エコツーリズム（P55）

- ・自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し、学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任を持つ観光のありかたを指す。

◆オープンスペース（P52）

- ・市街地などにある空地で、歩行者用の通路や植栽などが整備された空間のこと。

◆温室効果ガス（P50）

- ・太陽光により加熱された地表面は赤外線の熱放射をするが、大気中には赤外線を吸収する気体があり、地球の温度バランスを保っている。これらの気体を呼び、二酸化炭素などが該当する。

か行

◆環境基本条例（P51）

- ・町民一人ひとりが自然と共生し、きれいな空気、清らかな水、豊かな緑に恵まれた住み良い郷土を守り、創るために制定された斜里町の条例。

◆グリーン・ツーリズム（P52、63 など）

- ・都市住民が農村に滞在して、自然豊かな環境で農村の生活体験を行い、レクリエーションなど、余暇活動を行うこと。

◆交通結節点（P20、30 など）

- ・道路・鉄道・航空・船舶など、異なる交通手段を相互に連結させる場や地域。

◆コミュニティ（P50）

- ・人と人との連帯からなる地域社会のこと。

◆コンパクト・プラス・ネットワーク（P1、38 など）

- ・医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進める考え方のこと。

さ行

◆再生可能エネルギー（P21、50）

- ・太陽光、風力、水力、バイオマスなど、利用しても資源が枯渇しないエネルギー源のこと。

◆斜里町自治基本条例（P66）

- ・斜里町の自治の基本を定めた最高規範。平成 24 年に制定した。自治体運営に関わる基本的な理念や原則、まちづくりにおける責務等を定めている。情報公開、参加、協働が柱となっている。

◆浄化槽（P21、32 など）

- ・し尿や生活雑排水を微生物によって処理し、放流するための設備。

◆しれとこ 100 平方メートル運動（P4）

- ・昭和 52 年に斜里町が知床国立公園内の開拓跡地を保全するため、町内外から広く資金を募って、土地を買い戻す運動。幅広い個人、企業の賛同を得て平成 9 年に目標額を達成し、平成 22 年にすべての保全対象地の買い取りを完了した。現在もこの運動が斜里町の自然保護施策の下地となっている。なお、「100 平方メートル運動の森・トラスト」は、この運動で保全した土地をもとの原生林に戻し、生物相を復元する取り組み。平成 9 年から実施している。森・トラストを含めて「しれとこ 100 平方メートル運動」と総称することもある。

◆ストックマネジメント（P50）

- ・下水道事業におけるストックマネジメントとは、下水道事業の役割を踏まえ、持続可能な下水道事業の実施を図るため、明確な目標を定め、膨大な施設の状況を客観的に把握、評価し、長期的な施設の状態を予測しながら、下水道施設を計画的かつ効率的に管理すること。

◆世界自然遺産（P1、4 など）

- ・世界遺産条約に基づいて、国連教育科学文化機関（UNESCO）の「世界遺産一覧表リスト」に記載登録された、人類が共有すべき顕著な普遍的価値を持つ物件のこと。知床は、自然遺産としてのクライテリア（登録基準）のうち、「生態系」と「生物多様性」が合致して平成 17 年に登録された。

た行

◆地区計画（P67）

- ・比較的小規模の地区を対象に、当該地区にふさわしい土地利用を実現するため、地区住民の合意形成を図りつつ詳細な土地利用規制を行なう制度のこと。

◆低未利用地（P18、19、43）

- ・市街地など適正な土地利用がなされるべき区域において、有効に利用されていないか、周辺と比べて利用の程度が低い土地のこと。

◆都市計画区域（P1,2 など）

- ・都市の健全な発展と秩序ある整備を行なうための土地利用や都市施設の整備、環境の保護などを行うため、都市計画法により定める区域。

◆都市計画マスタープラン（P1,23 など）

- ・都市計画法に基づき、機能的で住みよい都市を形づくるための、街路・公園・公共建築物・上下水道・住宅など、各方面にわたる総合的な基本計画。
都道府県が定めるマスタープランと市町村が定めるマスタープランの2段構成となっている。

◆土地区画整理事業（P15、33）

- ・道路、公園等の公共施設の整備及び宅地の利用増進を図るために、土地の区画形質の変更や公共施設の整備を行なう事業。

な行

◆ネットワーク（P1、27 など）

- ・関連する事柄や人などを結びつけ、互いに連携を取り合っている状態。

◆農用地区域（P38、44 など）

- ・「農業振興地域の整備に関する法律」に定められた農用地等として利用すべき土地の区域。

は行

◆バリアフリー（P30、46 など）

- ・障害排除。障壁を取り除き、障害者や高齢者などが使いやすくなるように工夫をしたもの。

ま行

◆MaaS (Mobility as a Service) (P46)

- ・地域住民や旅行者一人一人の移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービスのこと。

や行

◆用途地域 (P2、13 など)

- ・都市計画法に基づく地域地区の一つで、建築物をその用途及び容積率などで規制している地域。

ら行

◆ライドシェア (P46)

- ・もともと「相乗り」を意味し、海外でも様々なサービスがあるが、日本では、タクシー事業者の管理の下で地域の自家用車や一般ドライバーによって有償で運送サービスを提供することを可能とする制度を指す。

◆流動性 (P43)

- ・ここでの流動性とは、土地や建物が一般市場で積極的に活用される、取引きされるようになる事を指す。

わ行

◆ワーケーション (P50、63 など)

- ・Work(仕事)とVacation(休暇)を組み合わせた造語。テレワーク等を活用し、普段の職場や自宅とは異なる場所で仕事をしつつ、自分の時間も過ごすこと。

斜里町都市計画マスタープラン

発行年月 令和 7 年 4 月

発行編集 斜里町産業部建設課

〒099-4192 斜里郡斜里町本町 12 番地

電話番号 0152-26-8378

ホームページ <https://www.town.shari.hokkaido.jp/>



斜里町
town shari